

事務連絡  
令和2年4月24日

各都道府県地域生活定着促進事業担当課 御中

厚生労働省社会・援護局総務課

地域生活定着促進事業における都道府県の圏域をまたぐ  
コーディネート業務の対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

地域生活定着支援センターにおける新型コロナウイルス感染防止等に関する方針等については、これまで「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の地域生活定着促進事業の業務等における留意点について」（令和2年2月26日付け事務連絡）及び「緊急事態宣言後の地域生活定着促進事業の業務等における対応について」（令和2年4月8日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、都道府県知事による都道府県をまたぐ移動の自粛要請等を踏まえ、地域生活定着支援センターが行う都道府県の圏域をまたぐコーディネート業務（いわゆる広域調整）については、上記事務連絡に加え、今後は本事務連絡を参考にご対応ください。

なお、本件につきましては、法務省矯正局、同保護局と協議済みです。

記

1 矯正施設における主な対応について

- (1) 矯正施設において特別調整対象者が感染していることが明らかになった場合は、速やかに保護観察所を通じ、地域生活定着支援センターに対し当該者の体調等感染の具体的状況や今後の見通し等について報告する取扱いとなっています。
- (2) 入所（院）中に疑似症患者又は濃厚接触者に該当した場合は、当該者の体調等や同室者等の感染の具体的状況及び今度の見通し等について保護観察所を通じ地域生活定着支援センターに報告する取扱いとなっています。

- (3) 出所（院）する受刑者等については、原則として出所（院）前2週間程度、毎日定期的に体温を測定するなどして健康状態の把握に努め、体調不良が認められる場合には、地方更生保護委員会、保護観察所などの関係機関に対して、十分な情報を提供し、出所後の地域社会等における感染拡大防止に配慮しています。
- (4) 出所（院）時の保護上移送は、現状においても必要なものとして現時点で制約はなされていません。

## 2 広域調整における留意点

広域調整を一律に停止する必要はありませんが、上記1の矯正施設における対応を踏まえ、帰住希望地・帰住予定地センターは、以下に留意して都道府県をまたぐ移動を可能な限り控えてください。また、そのために協力を求められた所在地センターは、可能な限りその協力に応じるようお願いいたします。

- (1) 矯正施設の状況等は施設によって異なることから、広域調整に当たっては、特に矯正施設及び保護観察所と協議を行うこと。
- (2) 矯正施設入所（院）中の支援対象者との面会については、テレビ会議システムの活用、電話等の通信による対面しない方法での支援を積極的に検討し、必要に応じ所在地センターに協力を求めること。
- (3) 矯正施設出所（院）時の同行等の支援については、保護上移送の依頼をするほか、必要に応じ所在地センターに協力を求めること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局総務課

電話：03-5253-1111（内線2816）